

予算と税金(その2)

前回、端野村の予算と税金(その1)の中で歳出(支出)の五割以上が教育費、役場費が三割弱と記し、これだけで端野村の予算の約八割を占めてしまします。教育以外の産業の振興や生活環境の整備、医療、福祉等の事業はどのように行ってきたのでしょうか。

生活環境の整備は自らの手で

村内の道路や橋、河川等の新設や改良、補修等については、村から一部の資材が交付されましたが、地域の人たちの共同作業で行われました。

当時、作業機械や鉄材、コンクリートなどの資材を使用するわけではなく、道路の新設は草木を人力で切り倒し、土(火山灰)、土俵(火山灰、砂利などを俵に詰めたもの)や小枝などで盛土をしたり、切り土をし、常呂川や仁頃川から採取した砂利等を敷き道路を新設しました。このように道路や小河川の改良や補修等については、そのほとんどが地域の方々の共同事業で行われました。

また大正一二年(一九二三)に、端野橋(東一〇号線、常呂川に架かる橋)の新設が国の

補助金を得て行われましたが、総工費八千円のうち半額の四千円は地元の方々の負担(寄付金)を得て行われ、同一五年(一九二六)に行われた、緋牛内尋常小学校の校舎の増築、端野尋常高等小学校川向分校の校舎新築の時もそれぞれ地元の方々の負担(寄付金)をい

ただき行われました。以来、端野村にあつては、道路や小河川の改良、補修は村が一部の資材を支給し地域の方々が共同で行いました。また、地域の公共施設(学校の校舎等)の建設にあつては地域の方々の負担(寄付、資材の提供等)をい

ただき、協働の生活環境整備が昭和三〇年代後半まで行われきました。私たちの日常生活に欠くことができない飲料水の確保や、し尿処理、ゴミ処理なども、全てが各個人の責任の下に行われ、正に「自らの生活は自ら守り、創り上げていく」という「自助」が村づくりの基本で、このことが「地域を愛する心、地域を誇る心」を育て、地域共同体としての連帯性を高め、「端野ならではの村づくり文化」をつくりあげてきたものと思ひます。

「協働」の基本となつた

「端野村夫役現品賦課徴収規則」

分村時の村の財政は厳しいものがあり、予算総額に対し国や道の交付金や補助金が大正期では年平均一割程度であり、教育費と役場費で予算のほとんどを消費してしまふなか、村づくりのためには住民自らが村づくりの主

役として何事にも当たらなければなりません。そのため、分村後、初の村会において住民の皆さんと協働の村づくりをすすめる「端野村夫役現品賦課徴収規則(※)」を制定しました。

※端野村夫役現品賦課徴収規則

第一条 本村ニ於イテ水利土工及び基本財産造若ハ其ノ他ノ事業ノタメ必要ナ場合ハ、全部又ハ一部ニ夫役現品ヲ賦課ス。

第二条 夫役ハ年齢一七歳以上六〇歳未満ノ男子ヲ以テ一人トシ、六〇歳以上七〇歳以下及び一五歳以上一七歳未満ノ男子並ビニ二〇歳以上五〇歳未満ノ女子ヲ半人トス。但シ一七歳以上六〇歳未満ノ男子ハ半日ヲ以テ半人トス。

第三条 夫役賦課ノ計算ハ半人未満ハ半人ニ一人未満ハ一人ニ繰上ス。

第四条 夫役ハ十時間ノ労働ヲ以テ一日トシ五時間ヲ以テ半人トス。一〇時間未満ハ一日ニ、五時間未満ハ半日ト見做ス。但シ所定ノ労働ニ服セズシテ退役シタルモノハ此ノ限りニアラス。

第五条 夫役ノ出場退役時限ハ其ノ時々定ム。

第六条 夫役ニハ鎌斧其ノ他必要ナ器具ヲ携帯出役セシム。

第七条 村長ニ於テ夫役ニ病氣其ノ他ノ事故ニヨリ労働ニ堪ヘザルモノト認メルトキハ更ニ他ノ現品ヲ差出サシム。

第八条 現品ハ其ノ種類ニヨリ予メ一定ノ材料寸尺ヲ定メ之ヲ賦課シ不合格ニ当ルモノハ更ニ他ニ現品ヲ差出サシム。

第九条 夫役現金ハ指定場所ニ差出スベキモノトス。附則 本則ハ大正一〇年度ヨリ施工ス(この夫役現品賦課徴収規則は、戦後の昭和

二一年度まで適用されていきました。

この規則は、道路や橋、河川等の整備や補修をはじめ、村の財産（土地、家屋等）や学校運営のため資金造成の財産である土地（畑、山林等）の造成や管理、また、村として取組む事業のうち村長が必要と認めた場合には、村民の方々に出役をお願いできるものです。

この規則により、村内の道路や橋、小河川の整備や補修のほか、様々な事業が村民の方々の協力により行われ、その事業は、端野の生活基盤、社会資本の礎を築いてきました。

村会（議会）の役割の大きさ

端野村としての分村後、初の村会が開催され、村長から提案された二七件の議案を審議しましたが、二級村である端野村にあつては、提案する議案を事前に網走支庁と協議し承認を得てから提案するのが原則でした。

しかし、二七件の議案のうち九議案が「修正議決」されており、さらにこの年には、予算案や村税の賦課等の議案で四件を修正議決しており、各議員は相当の信念と責任を持ち審議されたものと思われまます。

大正期だけで見ても、毎年度の一般会計予算、補正予算、特別会計予算案件、村税の決定、土地賃借料の決定、村道の認定、学級編成の決定などについて、村長から提案された議案を村会として修正し決定していることを見ますと、村会に提案する以前に網走支庁と協議承認を得ているとはいえず、村会の役割が大きかったといえます。

なお、当時の端野村村会議員は、野付牛村（町）時代からの村（町）会議員であった方が多く、また、議員のほとんどが旧屯田兵の戸主の方々でした。

農業の振興施策は「農会」が

端野村の基幹産業は農業であり、農業の振興が村の発展を支える原動力でした。

明治政府は、農業政策を市町村において実施していくための組織として「農会法」を明治三年（一九〇〇）年に施行しました。この農会は、健全な農村と安定した生活を築いていくため、農業に関する生産や経営指導を行う役割を担い、市町村と地主及び農業に従事する方々により組織され、その事務局は市町村の役場に置かれました。

端野村にあつても、大正一〇年（一九二一）四月一五日に「端野村農会」が発足しました。

しかし、農会に関する資料がなくその詳細は不明ですが、「新端野町史年表」に「端野村農会が発足、事務所を村役場に置き、農家の経営や土地改良耕種栽培技術の指導に当たる」と記されているとおり、現在の農業改良普及センターや農業協同組合のような役割を担っていたものと考えられます。

なお、端野村としては、毎年度この農会に対し活動補助金を交付し、農会は農業の経営や技術の向上、優良品種の採取や品種改良、病害虫の駆除、地力維持と堆肥の増産、土地改良、副業の奨励と研究、各種講習会の開催

や品評会などを行い、農業の振興を図ってきました。

なお、大正期における村からの農会に対する補助金は、大正一〇年度が年間二七〇円、一一年度から一五年度までは三〇〇円で、当時としては勸業費（産業振興）の役八割を占めており、端野村の農業振興は、この農会とすでに発足していた産業組合が担ってきたといえます。

・端野村における産業組合の設立

一区産業組合（大正三年一月二四日）
中央産業組合（二区）（大正三年一月二四日）
端野産業組合（三区）（大正三年一月二四日）
川向産業組合（大正八年三月三十一日）
一区産業組合と中央産業組合が合併し保証責任端野中央信用購買販売組合が設立（大正一〇年一月一三日）

端野村で初めての借金（起債）

大正一五年度は、春先から天候不順で融雪が遅れ、播付時の降雨、夏季の低温により農作物に甚大な被害が出ました。村は、農家経済を救済するため、初めての借金（起債）で資金を調達し、「凶作救済事業」を行いました。

借金（起債）の額は三千円、借入先は北海道庁が保証した「北海道凶作救済資金」で返済期間は五年間（毎年六〇〇円で無利子）、この借金のほか北海道庁からの補助金をあわせ総額一万九千四百円の救農土木工事（村道の盛土・砂利敷き）を行いました。